

### Ⅲ. ペット問題に関する基礎知識及び行政施策の現状

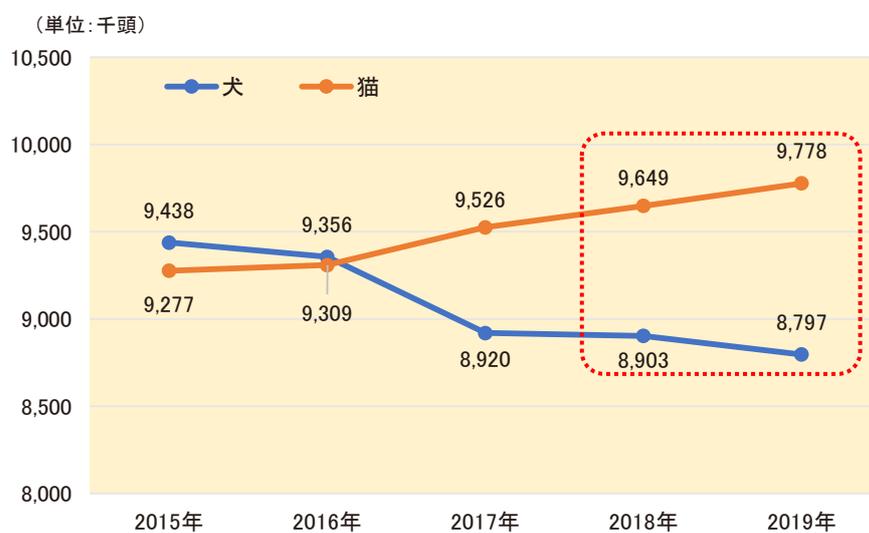
## 1. ペット問題に関する基礎知識

### (1) 犬・猫の飼育数等

#### ① 犬・猫の飼育数（全国）

一般社団法人ペットフード協会の調査によると、2019年現在、全国の犬の飼育数は約8,797千頭、猫の飼育数は約9,778千頭と推計されている。犬が減少傾向にある一方、猫は横ばいで推移しており、2017年以降、猫の飼育数が犬の飼育数を上回っている。

図表 2 犬・猫の飼育数(全国)



(出典)一般社団法人ペットフード協会「全国犬猫飼育実態調査」(2015年～2019年)を基に作成

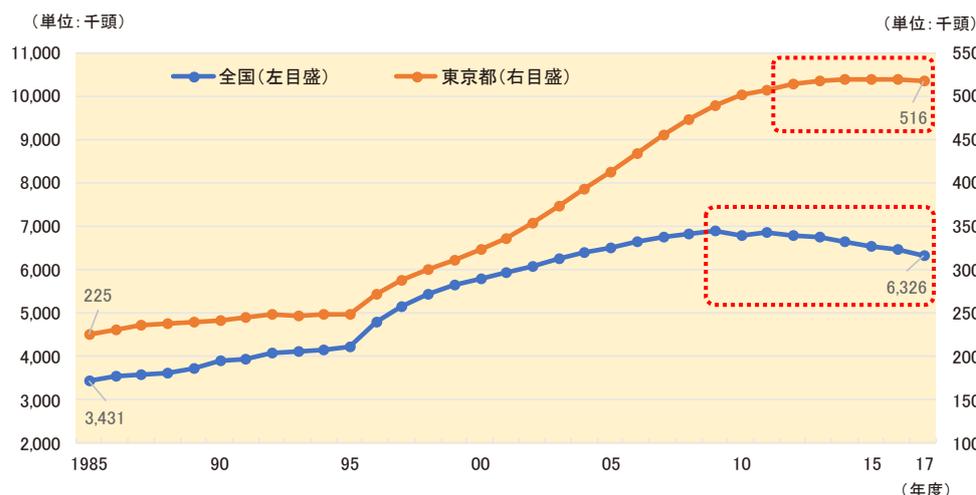
注:「全国犬猫飼育実態調査」の実施方法

調査手法	インターネットを活用したアンケート調査
調査対象	全国の20～79歳の男女
有効回収数	64,287 サンプル
推計手法	有効回収数について、地域、性、年代によってウェイトバック集計を実施し、飼育数を推計

## ② 犬の登録数（全国、東京都）

犬を飼育する場合、狂犬病予防法の規定に基づき生涯1回の登録が必要<sup>2</sup>であるが、この登録数を見ると、全国的には 2009 年をピークに減少傾向にある。一方、東京都の 2017 年度における登録数は 516 千頭で、1985 年比 2.3 倍と全国（1.8 倍）を上回るペースで増加してきたが、近年は横ばいで推移している。

図表 3 犬の登録数（全国、東京都）

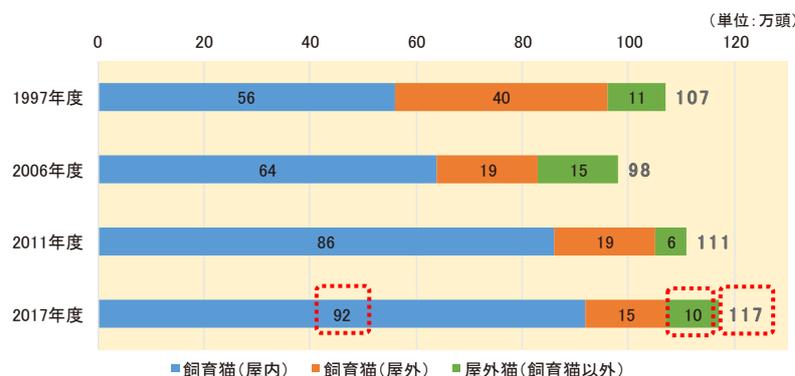


（出典）厚生労働省「衛生行政報告例」（1985 年度～2017 年度）及び東京都福祉保健局ホームページ掲載の「全国及び東京都犬の登録頭数等」を基に作成

## ③ 猫の個体数（東京都）

東京都の調査によると、2017 年度における猫の推定個体数は合計 117 万頭で、2011 年度と比べると、飼育猫（屋外）は減少したが、飼育猫（屋内）と屋外猫（飼育猫以外）が増加したことから、合計では6万頭増加している。

図表 4 猫の個体数（東京都）



注：東京都では現地調査に基づいて猫の個体生息数を推定しているが、全国的には同様の調査は行われていないため、全国の猫の個体数のデータはない

（出典）東京都福祉保健局「飼育実態調査」（1997 年度、2006 年度、2011 年度、2017 年度）を基に作成

2 狂犬病予防法の規定に基づく犬の登録は、1995 年度に法改正により毎年1回から生涯1回に変更された。

## (2) 動物の引取数等

### ① 犬・猫の引取数（全国、東京都）

動物愛護センター等が引き取った犬・猫の合計数を見ると、東京都では2009年度に4,969頭であったが、2017年度には758頭に大幅に減少している。全国、東京都ともに引取数は減少しているが、東京都の減少率がより大きくなっている。この引取数の減少には、図表6のとおり、子猫の引取数減少が大きく寄与している。

図表 5 犬・猫の引取数(全国、東京都)



(出典) 環境省「動物愛護管理行政事務提要」(2018年度)及び東京都福祉保健局ホームページ掲載の「過去10年間の捕獲・引取り・負傷動物収容数」を基に作成

### ② 犬・猫の引取数の内訳（東京都）

東京都における犬・猫の引取数の内訳を見ると、2017年度は子猫(394頭)と成犬(328頭)が多くなっている。

また、2009年度以降の推移を見ると、子猫の引取数が大幅に減少しているのが目立つが、この要因としては、犬・猫の殺処分への問題意識の高まりや、地域猫活動や譲渡事業の拡大、都が取り組んできた猫対策の事業<sup>3</sup>や動物の愛護及び管理に関する法律(以下「動物愛護管理法」という)の改正<sup>4</sup>による影響などが考えられる。

- 3 都が取り組んできた猫対策の主な事業には、飼い猫対策＝「猫の飼育三原則(屋内飼育、不妊・去勢手術の実施、所有者表示の普及啓発)」、飼い主のいない猫対策＝「地域猫活動を行う地域への支援」、「区市町村が行う飼い主のいない猫対策事業への補助金支給」等がある。
- 4 2012年の動物愛護管理法改正では、都道府県等が終生飼育に反する理由による引取り(動物取扱業者からの引取り、高齢や病気を理由とした引取り等)を拒否できることや、ペットの殺傷・遺棄等に関する罰則強化などが盛り込まれた。

図表 6 犬・猫の引取数の内訳(東京都)

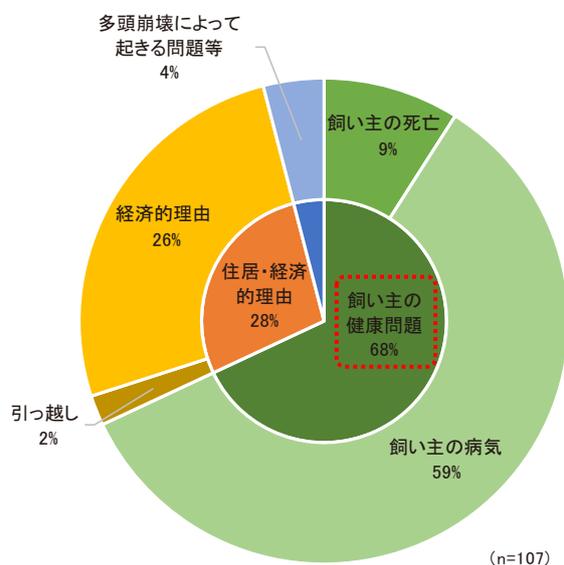


(出典)東京都福祉保健局ホームページ掲載の「過去 10 年間の捕獲・引取り・負傷動物収容数」を基に作成

### ③ 犬・猫の引取理由 (東京都)

東京都における飼い主からの犬・猫の引取りは、「飼い主の病気」(59%)や「飼い主の死亡」(9%)といった飼い主の健康問題を理由とするものが約7割を占めている。

図表 7 飼い主からの犬・猫の引取理由(東京都、2017年度)



注: 保健所を設置している八王子市及び町田市を除く

(出典)東京都動物愛護相談センター多摩支所「事業の概要」(2019年度)

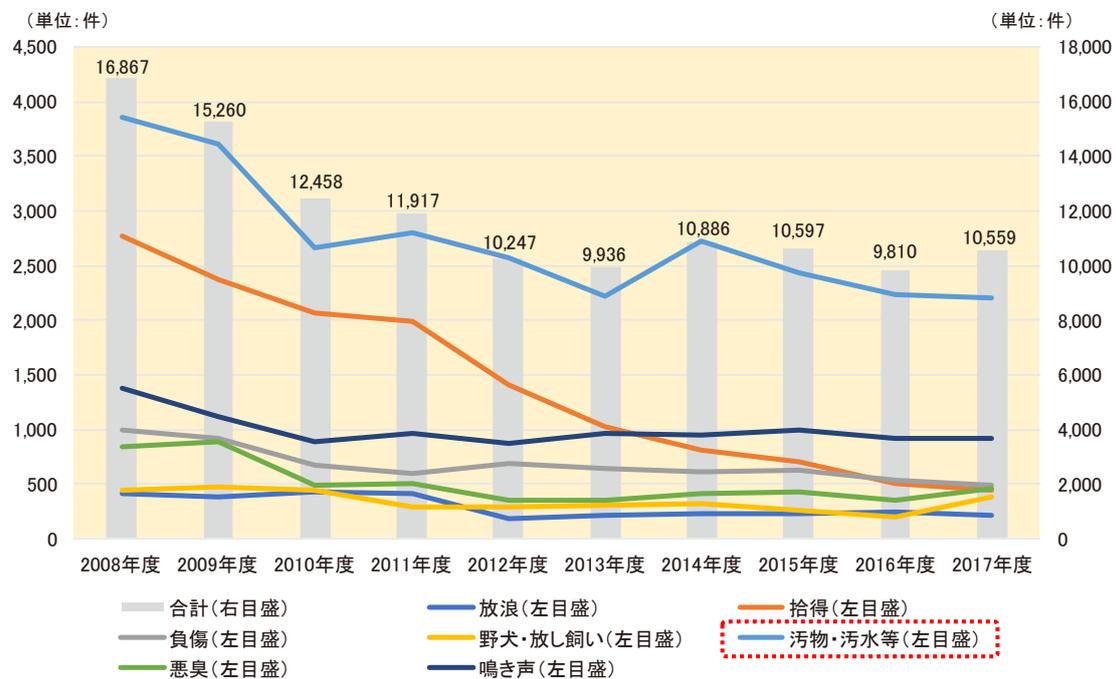
### (3) 動物に関する苦情、飼い猫の不妊・去勢処置

#### ① 動物に関する苦情件数（東京都）

東京都における動物に関する苦情件数は、2008年度には16,867件に上っていたが、2009年度以降減少し、2013年度には1万件を下回った。2014年度以降は1万件前後の水準で横ばいとなっている。

2017年度における苦情の内訳を見ると、「汚物・汚水等」が突出して多く、次いで「鳴き声」となっている。また、「拾得」は2008年度と比較した減少数が、苦情の内訳項目の中で最も多くなっている。

図表 8 動物に関する苦情件数(東京都)



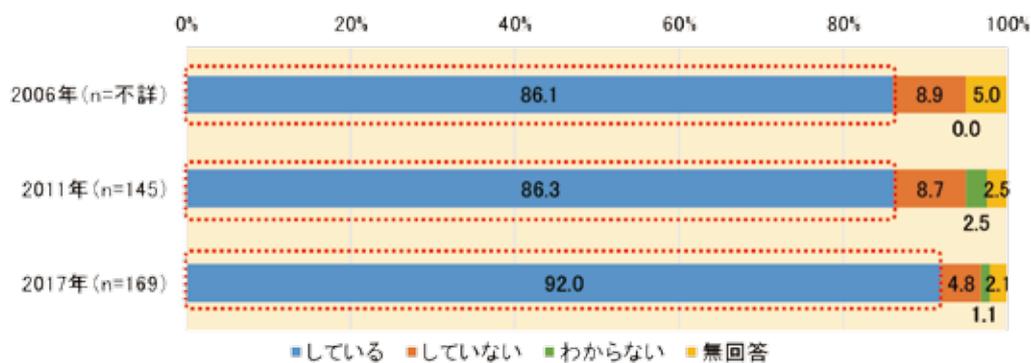
注: 苦情の内訳のうち「その他」は図表上に表示していない

(出典) 2018年10月3日開催の「東京都動物愛護管理審議会」配布資料「参考資料5 東京都における苦情件数・犬による咬傷事故件数の推移」を基に作成

② 飼い猫の不妊・去勢処置の実施率（東京都）

東京都における飼い猫の不妊・去勢処置の実施率を見ると、雌、雄とも約9割に達している。

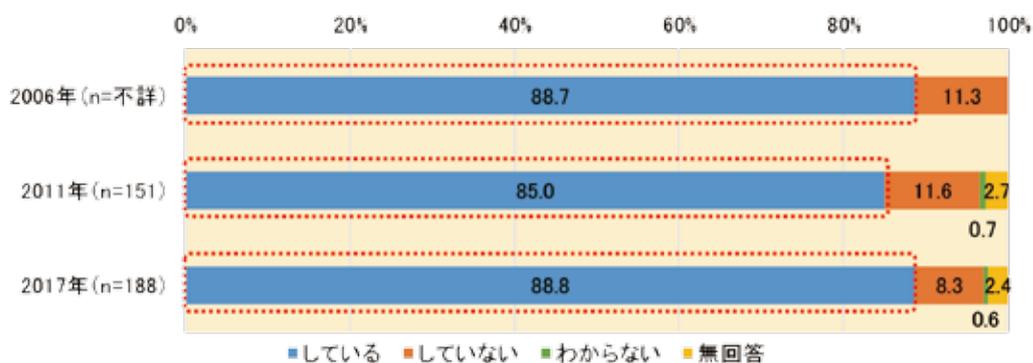
図表 9 飼い猫(雌)の不妊処置の実施率(東京都)



注:「n」は回答数(以下同じ)

(出典)東京都福祉保健局「飼育実態調査」(2006年、2011年、2017年)

図表 10 飼い猫(雄)の去勢処置の実施率(東京都)



(出典)東京都福祉保健局「飼育実態調査」(2006年、2011年、2017年)



## 2.国、東京都、基礎自治体におけるペット行政の動向

### (1)国の動向

ペットに関する国の動向を、動物愛護管理法改正の歩みを中心に見てみると、2012年の改正では、同法に動物取扱業者の適正化、終生飼育や適正な繁殖に係る努力義務化及び罰則の強化等が盛り込まれるとともに、自治体が策定する動物愛護管理推進計画に規定すべき事項として、災害時における動物の適正飼育及び保管に関する施策が追加された。

この際、「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」も合わせて改正され、殺処分の減少や動物愛護への取組を一層強化すべきとされた。

2019年の動物愛護管理法改正では、動物取扱業のさらなる適正化や動物の不適切な取扱いへの対応の強化が図られ、条文の数も全65条から全99条に増加した。

主な改正点を見ると、適正飼育が困難な場合において繁殖防止措置が飼い主の義務とされた(従来は努力義務)。また、犬・猫へのマイクロチップ装着を繁殖業者等に義務付けた(一般の飼い主は努力義務)のに加え、生後56日以下の犬・猫の販売が禁止された(従来は49日以下)。さらに動物虐待に対する罰則が強化され、殺傷の場合は「2年以下の懲役又は200万円以下の罰金」から「5年以下の懲役又は500万円以下の罰金」となった。

自治体に関する改正点としては、政令市や中核市以外の一般市町村にも動物に関する専門職員を置くことを努力義務としたほか、従来、「勧告」及び「改善命令」に限られていた都道府県による不適切な動物飼育者への対処方法に、「指導」や「助言」、「立入検査」等が加えられ、よりきめ細かな対応が可能となった。

一方、環境省の動物愛護管理室では、これまで全国の自治体の動物愛護管理部局に共通する課題について検討し、指針や基準を示してきたが、直近の取組としては2019年3月に「社会福祉施策と連携した多頭飼育対策に関する検討会」を発足させている。この検討会では、同室による自治体との連携事業や動物愛護管理法の施行状況調査の中で抽出された不適正な多頭飼育の問題について、社会福祉分野と連携して対応するためのガイドラインの作成が進められている。

図表 11 動物愛護管理法の主な改正点

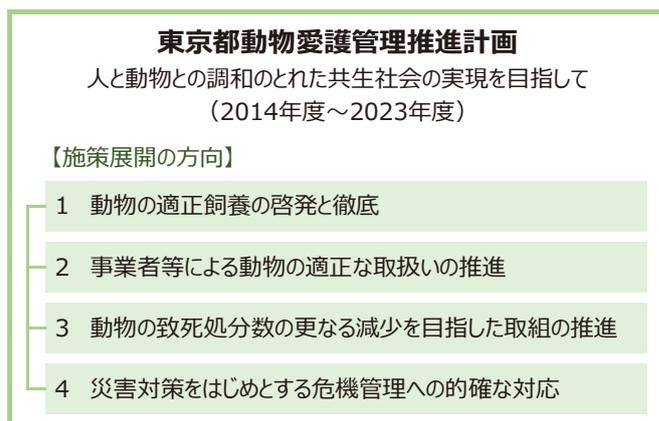
2012年改正	2019年改正
<ul style="list-style-type: none"><li>●動物取扱業者の適正化</li><li>●終生飼育や適正な繁殖に係る努力義務化及び罰則の強化</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>●適正飼育が困難な場合の繁殖防止の義務化</li><li>●マイクロチップ装着を繁殖業者等に義務付け</li><li>●生後56日以下の犬・猫の販売を禁止</li><li>●動物虐待罪を厳罰化</li></ul>
<p>【自治体に関する改正点】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●動物愛護管理推進計画に規定すべき事項として災害時の動物の適正飼育及び保管に関する施策を追加</li></ul>	<p>【自治体に関する改正点】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●一般市町村も動物に関する専門職員を置くことを努力義務化</li><li>●都道府県による不適切な動物飼育者への対応に「指導」、「助言」、「立入検査」等を追加</li></ul>

(出典)2012年及び2019年の改正動物愛護管理法を基に作成

## (2) 東京都の動向

東京都では、動物愛護管理法第6条及び東京都動物の愛護及び管理に関する条例第2条に基づく計画として「東京都動物愛護管理推進計画」を策定している。2014 年度に策定された現行計画は、同年度から2023 年度までの10 年間を計画期間とし、施策展開の方向として、以下の4項目(図表 12)を設定している。

図表 12 東京都動物愛護管理推進計画の概要



(出典)東京都福祉保健局「東京都動物愛護管理推進計画」(2014 年)

東京都動物愛護管理推進計画は、策定の5年後をめどに見直しを行うこととされており、知事による諮問を受けた東京都動物愛護管理審議会から、2018 年 12 月に「東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方について」と題する中間報告が出されている。この中間報告では、現行計画に盛り込まれた 2023 年度における数値目標の達成状況について検証しているが、それを見ると、設定された4つの数値目標は、2017 年度の実績値においてすべて達成されている。

なお、同審議会では、動物愛護管理法や政省令等の改正を踏まえて、東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方に関する最終的な検討結果の報告を行うこととしている。

図表 13 東京都動物愛護管理推進計画における数値目標と達成状況

指標	2012年度実績値	目標 (2023年度)	2017年度実績値 (2012年度比)
動物の引取数	2,866頭	15%削減	758頭 (73.5%削減)
動物の致死処分数	2,404頭	20%削減	492頭 (79.5%削減)
犬の返還・譲渡率	79.4%	85%以上に増加	95.8%
猫の返還・譲渡率	17.1%	20%以上に増加	39.7%

(出典)東京都福祉保健局「東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方について」(2018 年)

### (3) 多摩地域の基礎自治体の動向

全国の一般市町村の動物担当部署では、狂犬病予防法に基づく犬の登録や狂犬病予防注射接種に加え、ペットのしつけ・マナーに関する啓発や飼い主不明猫対策等の業務を行っており、多摩地域の自治体においても同様である。ただし、八王子市は中核市、町田市は保健所設置市であるため、その他の一般市町村にはない動物の一時収容や返還等の業務を行っているほか、動物愛護管理に関する条例(八王子市)や計画(町田市)を有するなど、他の自治体と比較してペットに関する取組の範囲が広がっている。

図表 14 多摩地域の基礎自治体における動物に関する業務等

		一般市町村	八王子市	町田市
主な業務	犬の登録、狂犬病予防注射接種	業務範囲	業務範囲	業務範囲
	ペットのしつけ・マナーに関する啓発			
	飼い主不明猫対策			
	動物の一時収容、返還	—		
独自の保健所		なし	あり	あり
動物愛護管理に関する条例・計画		なし	条例あり	計画あり
動物愛護推進協議会		なし*1	あり	設置検討中
独自の動物愛護推進員		なし*2	あり(5名)	なし

\*1 東大和市は「東京都動物愛護推進協議会」に参加

\*2 都知事委嘱推進員305名のうち、110名が多摩地域在住の推進員

(出典) 東京都福祉保健局、八王子市、町田市のホームページに掲載の情報を基に作成

多摩地域では、動物の糞(ふん)・尿に関する苦情件数が多く<sup>5</sup>、動物の殺処分に対する住民の関心が高い<sup>6</sup>。こうしたことから、現在、多摩地域の市町村は、飼い主不明猫対策に取り組み、飼い主不明猫を減らすため、地域猫活動を推進しているのに加え、飼い主不明猫の不妊・去勢手術に係る費用の助成制度を設ける自治体も約8割<sup>7</sup>に上るなど、この課題に注力している。

一方、多摩地域の自治体を所管する東京都動物愛護相談センター多摩支所では、八王子市や町田市を含む全自治体の動物の収容及び飼育、処分等を行うほか、多摩地域の全自治体を対象に特定動物の飼育許可や動物取扱業の登録・監視等の業務を行っている。

---

5 ・東京都における動物に関する苦情件数では「汚物・汚水等」が最も多く、2011 年度以降、大きな減少は見られない(P.18 参照)。

・自治体アンケート問1-1の「ペット(犬・猫)や飼い主不明犬・猫に関してどのような問題があるか」では、「犬の散歩時のマナーが悪い飼い主がいる」の割合が 80.0%で2番目に高く、「飼い主不明犬・猫による糞(ふん)・尿、爪とぎ等による被害が発生している」の割合が 60.0%で3番目に高くなっている(P.57 参照)。

・自治体アンケート問9-1の「苦情の数、引き取られた数、殺処分数の過去3年間における増減」では、苦情の数は「増加」が 33.3%、「横ばい」が 51.9%、「減少」が 14.8%となっている(P.66 参照)。

6 住民アンケート問 48 の「行政に対する意見・要望」では、「殺処分の削減」が 46 件で2番目に多くなっている(P.55 参照)。

7 自治体アンケート問5-1の取り組んでいる「ペット(犬・猫)や飼い主不明犬・猫に関する事務事業等」では、「飼い主不明猫の不妊・去勢手術にかかる費用の助成」が 76.7%で最も高くなっている(P.64 参照)。

